

## 令和4・5年度 入札参加資格審査申請要領 【物品・その他委託】

五条広域事務組合が発注する物品・その他委託の競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、本要領に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）により適正な申請をしていただきますようお願いします。

### 1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望する方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 入札参加の資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (3) 国税、愛知県税が未納でないこと。（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）

### 2 申請の方法

- (1) 入札参加資格審査申請をする方は、あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

入札参加資格申請ポータルサイト <https://www.buppin.e-aichi.jp/>

- (2) 法人が申請する際の申請者は、本社となります。営業所等が申請者となることはできません。

- (3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (4) 入札参加資格審査申請においては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。
- (5) 入力は、事前に愛知電子調達共同システム（物品等）により「下書きチェックシート」をプリントアウトし、必要事項を記入後行うとスムーズにできます。
- (6) 入札参加資格審査申請の入力内容を送信後、速やかに共通審査自治体及び申請先自治体に別送書類を送付してください。

### 3 受付期間等

(1) 定時申請

令和4年1月4日（火）～令和4年2月15日（火） 午前8時から午後8時まで  
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）

(2) 随時申請

令和4年4月1日（金）～令和6年2月15日（木） 午前8時から午後8時まで  
（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

### 4 別送書類

入札参加資格審査申請によるデータ送信後、以下の書類を各1部、所定期日までに提出してください。別送書類（各種証明書等）は、申請日において発行日より3か月以内のものとなります（写し可）。

(1) 共通審査自治体に提出する書類

別表のとおり

(2) 提出期限

① 定時申請

データ送信日から7日以内必着（ただし、最終到着期限は、令和4年2月22日（火）必着）

② 随時申請

データ送信日から7日以内必着

※ 上記①、②の提出期日の最終日が日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

### (3) 提出先

#### < 共通審査自治体 >

共通審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

#### < 共通審査自治体が五条広域事務組合の場合 >

〒452-0901 愛知県清須市阿原向北55番地  
五条広域事務組合 業務課

## 5 資格審査

入札参加の資格審査は、申請者の要件を満たしていることを調査します。

## 6 審査状況照会

あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

なお、別送書類及び申請内容に不備がある場合には、共通審査自治体及び審査先自治体からメールで補正指示が出されますので、速やかに補正申請を行ってください。

## 7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。

なお、あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

## 8 入札参加資格の有効期限

入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

ただし、令和4年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

### (1) 定時申請

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで有効とします。

### (2) 随時申請

入札参加資格決定の日から令和6年3月31日まで有効とします。

## 9 入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付の変更手続きは、令和4年4月1日からとなります。

## 10 その他

(1) 入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

(2) 入札参加資格申請後、確認のために、申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、申請内容を証明する書面は、入札参加資格の有効期限内は保管しておいてください。

(3) 入札参加資格が認定された方の名簿は、インターネット上で公開しますので、あらかじめご了承ください。

## 1 1 問い合わせ先

(1) システム（操作方法）等に関すること

ヘルプデスク

TEL 0120-511-270

Eメール [helpdesk@buppin.e-aichi.jp](mailto:helpdesk@buppin.e-aichi.jp)

(2) 申請内容等に関すること

〒452-0901 愛知県清須市阿原向北55番地

五条広域事務組合 業務課

TEL 052-401-1181

FAX 052-401-1183

Eメール [gj-koiki@gjkoiki.or.jp](mailto:gj-koiki@gjkoiki.or.jp)

別表 別送書類一覧（共通審査）

法人／個人	書 類 名	摘 要
法 人 事 業 者 の 場 合	別送書類送付書 (共通審査)	申請時に入札参加資格審査システムから印刷するもの。 ※ 代表者印（法務局に登録してある代表者印。代表者個人の実印は不可）の押印が必要です。
	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	法務局発行のもの。（法務局登記官が証明したもの） ※ 現在事項全部証明書では代用できません。
	納税証明書（国税）	税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3未納のないことの証明）。なお、国税の納税証明書はオンライン請求が可能です。
	納税証明書（愛知県税） 又は愛知県税の納税義務がないことの申出書	愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の県税納税証明書（未納の税額がないこと用（法人用））。 ※ 自動車税種別割の税目に抜けがないようご注意ください。他県等の納税証明書では代用できません。  愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出。 ※ 愛知県内に事業所を有する等で、愛知県税の納税証明書の交付を受けることができる場合は、愛知県税の納税証明書が必要です。
個 人 事 業 者 の 場 合	別送書類送付書 (共通審査)	申請時に入札参加資格審査システムから印刷するもの。 ※ 代表者印の押印が必要です。
	身元（分）証明書	本籍地の市区町村長が証明したもの。（日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し。） ※ 在留カード又は特別永住者証明書の裏面に居住地変更の旨の記載がある場合は裏面の写しも提出してください。
	登記されていないことの証明書	法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人・被補助人とする記録がないことを証明したもの。（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で発行のもの） ※ 補助を受けていないことの証明に抜けがないようご注意ください。

	納税証明書（国税）	税務署が発行した申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2 未納のないことの証明）。なお、国税の納税証明書はオンライン請求が可能です。
	納税証明書（愛知県税）又は愛知県税の納税義務がないことの申出書	<p>愛知県税の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用）。</p> <p>※ 自動車税種別割の税目に抜けがないようご注意ください。他県等の納税証明書では代用できません。</p> <p>愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出。</p> <p>※ 愛知県内に事業所を有する等で、愛知県税の納税証明書の交付を受けることができる場合は、愛知県税の納税証明書が必要です。</p>

※ 上記書類は、仮受付日（データ送信日）から前3か月以内、または仮受付日以後に発行されたもの、または仮受付日において有効期限内のものに限る。複写機によるコピー可。